

## 資料編

# 1 加古川市地域福祉計画策定委員会規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加古川市附属機関の設置に関する条例（昭和 32 年条例第 1 号）

第 2 条の規定に基づき、加古川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく加古川市地域福祉計画の策定に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉に関する知識及び経験を有する者
- (3) 地域及び市民団体を代表する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市民の中から市長が選任した者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る加古川市地域福祉計画についての答申が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部高齢者・地域福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる会議（委員の任期が満了し、新たに委員の委嘱が行われた場合の最初の会議を含む。）は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 2 加古川市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	区 分	所 属	氏 名
1	学識経験を有する者	兵庫大学	◎ 河野 真
2	保健、医療及び福祉に関する 知識及び経験を有する者	加古川医師会	○ 西村 正二
3		加古川市民生児童委員連合会	本岡 好子
4		加古川市社会福祉協議会	水田 利一
5		加古川市社会福祉法人連絡協議会	高井 敏子
6	地域及び市民団体を代表する者	加古川市町内会連合会	長谷川 正廣
7		加古川市女性団体連絡会	都倉 香緒里
8	市民の中から 市長が選任した者	公募による市民	吉永 初喜

※◎：委員長、○：副委員長

### 3 加古川市地域福祉計画策定委員会 開催経過

	開催年月日	開催場所	内容
第1回	令和2年 7月10日	加古川市民会館 会議室3	委員長・副委員長の選出 計画の策定について 加古川市の現状について 第3期加古川市地域福祉計画の取組状況及び 評価について 意見交換会について
第2回	令和2年 9月24日	加古川市立 青少年女性 センター 大会議室	意見交換会等の実施報告について 第3期加古川市地域福祉計画の総括について 第4期加古川市地域福祉計画の骨子案につい て
第3回	令和2年 11月27日	加古川市役所 191会議室	第4期加古川市地域福祉計画素案について パブリックコメントについて
第4回	令和3年 2月3日	加古川市立 青少年女性 センター 大会議室	パブリックコメントの実施結果について 第4期加古川市地域福祉計画（案）について

## 4 用語解説（五十音順）

### 【あ行】

#### ○ICT（= Information and Communication Technology）

情報処理及び情報通信、つまり、コンピューターネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

#### ○アウトリーチ

生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対し、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援すること。

#### ○新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を、長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策を、従来の生活では考慮しなかったような場においても日常生活に定着させ、持続させること。

身体的距離の確保や、マスクの着用、手洗いといった基本的な感染対策の実施、日常生活における「3密」（密閉・密集・密接）の回避、働き方についてはテレワークや時差通勤、オンライン会議の推進などが実施されています。

#### ○いきいき百歳体操

いくつになっても元気な生活を送れるように、体力や筋力をつける適切な運動を行う、本市での地域住民主体の活動。椅子に座ってDVDを見ながら30分程でできる、おもりを使った筋力運動の体操です。

#### ○ACP（= Advance Care Planning）

自らが希望する医療や介護を受けるために、自身が大切にしていることや望んでいること、どこで、どのような医療や介護を望むかを、自分自身で前もって考え、家族や医療介護関係者等と話し合い、共有すること。

### 【か行】

#### ○かこがわウェルビーポイント制度

加古川市を誰もが生き生きと生涯活躍できるまちにするため、社会・地域貢献活動への積極的な参加や、健康づくりに取り組むための「きっかけ」と活動を続ける「楽しみ」になるよう、本市が対象とする社会活動や地域活動、健康づくり活動等に参加した場合やポイント加盟店で買い物等をした場合にポイントが付与される官民協働による制度。貯めたポイントは、市立学校園への寄附、ポイント加盟店の商品との交換や加盟店での支払いに利用できます。制度の愛称は「かこっぴ」です。

#### ○加古川市障害者自立支援協議会

障害福祉の関係者による連携や支援体制に関する協議を行うための協議会で「しごと」「くらし」「こども」「差別解消」「相談支援」の5つの機能が専門部会として備わっています。

#### ○加古川市総合計画

本市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進するうえで指針となる計画。

#### ○学校運営協議会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置された合議体のこと。教育目標・目指す子ども像などを共有するとともに、学校園運営などについて意見を述べることができ、学校園・家庭・地域が力を合わせて学校園の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

#### ○くらしサポート相談窓口

生活困窮者等を支援するために、生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関であり、生活困窮者等から多種多様な相談を受ける窓口。

#### ○ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人。

#### ○ケアマネジメント

要介護認定者などが日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、介護サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるように介護サービス事業者などとの連絡調整を行うこと。

#### ○権利擁護

個人の生活・権利をその人の視点に立って代弁し主張すること、又は本人が自分の意思を主張し権利行使ができるよう支援すること。

#### ○合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために行われる配慮のこと。なお、障害者差別解消法では、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、行政機関などは合理的な配慮をしなければならないと規定されています。

#### ○（加古川市）子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期における母子保健や育児等に関する様々な相談に応じ、切れ目のない支援を行う拠点窓口。

## ○コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置している学校園のこと。

## 【さ行】

### ○ささえあい協議会

生活支援・介護予防サービスの体制整備などに向けて設置される協議体。本市では、概ね中学校区に設置して、町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO、民間企業、ボランティア、介護事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政等で構成し、地域課題の検討や情報交換を行います。

### ○市民後見人

弁護士、司法書士等の専門職以外で、本人と親族関係がなく、社会貢献のために地方自治体等が行う後見人養成講座などにより、知識や技術を身に付けた一般市民による後見人。

### ○障がい者基幹相談支援センター

本市の地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談支援業務を総合的に行うセンター。

### ○自立支援マネジメント会議

介護・医療・福祉分野の多職種と連携し、その人の能力の維持や向上をはかる自立支援を重視したケアプランやその支援方法を検討することで、高齢者が住み慣れたところで、できるだけ長く安心して生活できる地域の実現を目指す会議。

### ○身上保護

成年後見制度において、被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活が出来るように契約などを行うこと。なお、被後見人に対し、後見人が直接に介護・看護することは含みません。

### ○生活困窮者

収入や資産が少ないなど、様々な理由により生活に困っている人。「生活困窮者自立支援法」では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義しています。

### ○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域の資源やニーズを収集し、町内会や民生委員・児童委員などの地域団体、民間企業、NPO、住民ボランティア、介護サービス事業者など多様な主体の参画により、住民主体のネットワークを結ぶことを目的としたコーディネーター。平成29年度から地域包括支援センター管轄エリアごとに順次配置しています。

○（加古川市）成年後見支援センター

本市が令和2年度に総合福祉会館内に開設した、成年後見制度に関する支援を行う専門機関。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

○相談支援専門員

障がいのある人、児童や保護者からの相談に応じ、助言や連絡調整、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の作成などの必要な支援を行う人。

**【た行】**

○ダブルケア

家族や親族などとの関係で、子育てや介護など複数のケアを行う状況のことで、一般には、特に介護と育児に同時に直面する世帯をいいます。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

○地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

個別事例の検討を通じ、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域ネットワークを構築します。

○地域ケア個別会議

多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOL（生活の質）の向上を目指す会議。

○地域資源

地域にある公的・民間サービスや地域の活動・居場所など、支援に活用できる人・もの・財源・情報のこと。

#### ○地域生活支援拠点等

障がいのある人の生活を地域全体で支える体制。「地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」などの役割が求められます。

#### ○地域ネットワーク会議

地域の高齢者に関する課題の探索、整理、解決に向けて参加者相互の連携による方向性の確認、自助、互助、共助、公助それぞれの役割を図り、高齢者が安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の実現を目指す会議。

#### ○（加古川市）地域福祉推進計画

本市の「地域福祉計画」と連携して、加古川市社会福祉協議会が策定する、地域住民や、地域の多様な機関・団体との連携・協働による活動の推進を目的とし、具体的な事業や活動を定める計画。

#### ○地域包括支援センター

公正・中立な立場から、地域における高齢者の総合相談・支援、権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担う中核機関。

### 【な行】

#### ○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

#### ○認知症カフェ

認知症の人やその家族だけではなく、地域住民、医療や介護の専門職など、誰もが気軽に参加でき、情報交換や日頃のちょっとした悩みなどを相談する「集いの場」で、地域の団体が主体となって運営しています。医療や福祉の専門職なども参加する場合がありますので、普段聞けないことを気軽に相談することもできます。

#### ○認知症サポーター

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受け、講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援する人。

#### ○認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

## 【は行】

### ○8050問題

80歳前後の親と50歳前後の子どもで構成される世帯で起こる生活問題。ひきこもりの長期高年齢化が親の高齢化につれて経済的に困窮するといった状況や、また、親が要介護状態になることで子どもが離職するなど、社会的に孤立することなどが地域課題となっています。

### ○ピアカウンセリング

障がいのある人同士又は障がいのある人を家族に持つ者同士など、同じ悩みを持つ仲間が相談に乗り、悩みをその人自身で克服できるよう支援すること。

### ○避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。

### ○避難行動要支援者制度

市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会などの支援関係者へ提供することで、避難行動要支援者が、平常時から避難行動や支援方法などを支援関係者との間で計画し、災害に備える制度。

### ○プラットフォームビルダー

一般には、システムやサービスの土台や基盤となる環境を構築するものという意味で使用されますが、本計画では、事業者、医療機関、大学、社会福祉協議会などの多様な主体をつなぎ、連携するしくみを構築する役割をいいます。

### ○ふれあいサロン

地域住民がボランティアと協働して、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」を行っていく活動。家に閉じこもりがちな在宅の高齢者や障がい者、子育て中の親子などが参加し、ボランティアとともに自由な発想で活動を企画し、自主的に運営するもの。

### ○ヘルプカード

障がいのある人や高齢者など、支援や配慮を必要とする人が身に付けておくことで、日常生活や緊急のとき、災害のときなどの困ったときに、周囲の人へ必要な支援や配慮を伝えるためのカード。カードの表面には、「支援や配慮が必要」ということを示す『ヘルプマーク』を掲載しており、外見ではわからない障がい等のある人と、手助けをしたいと思う人とをつなぐコミュニケーションツールにもなります。

### ○法人後見

社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人などの法人が、成年後見人、保佐人又は補助人となり、判断能力の低下した人の保護・支援を行うこと。



## 第4期加古川市地域福祉計画

未来につながる 支えあいのまち 加古川  
～いま一度 みんなでつなぎ育てる <sup>ま</sup>ち <sup>ち</sup>地域づくり～

発行 令和3年3月

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課  
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地  
TEL : (079) 427-9205 FAX : (079) 421-2063  
E-mail : fukushi@city.kakogawa.lg.jp